

○議案第74号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、去る12月議会において、当委員会に付託され、その内容といたしましては、近年の急速な社会経済情勢が変化する中、その変化を正確、迅速に把握し、市民のニーズを的確に実現することが求められているところから、高度な専門知識や優れた識見を有する職員を確保し、活用する必要性が高まっていること。また、本市では現在、「もりぐち改革ビジョン」(案)に基づき、各種事務事業や施設のあり方について見直しを進めており、この方向性次第では、今後、一定期間で終了する事務事業等も想定され、公務の効率的運営確保の観点からも任期付採用制度の導入が必要となっているところから、4つの任期付職員形態、すなわち特定任期付職員、一般任期付職員、任期付常任職員、任期付短時間勤務職員の採用等に関する条例を制定しようとするものであります。

本委員会は、本条例案を慎重かつ詳細に審査いたしましたところ、現時点で具体的に検討しているのは、弁護士とのことであつたが、地方公務員法に兼務を禁止する規定があり、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者として、果たしてこちらが望む人材が応募してくるのかはなはだ疑問であり、具体性に欠けるものであること。

また、その採用については選考のみとなるため、質の担保について慎重を期す観点から、しっかりとした人材を採用できるよう募集要綱や審査等について、明確に定まっていないこと。

さらに、将来、保育士、幼稚園教諭を想定しているとのことだが、幼稚園や保育所の統廃合を含めた今後のあり方や計画が示されていない中での議論が出来ないため、一定計画が出てから議論すべきであるなど今少し熟慮、議論をしてから提出すべきではないかとの意見が出された。

一方、府内の他市町村でも導入されており、期間が限られた業務においては財政面でも効果が期待できるため、枠組みだけつくるのでも良いのではないかとの意見が出され、結論を見いだすためには、なお検討を加える必要があるため、継続して審査を行うものと満場一致をもって決定したものであります。

その後、閉会中の2月12日に委員会を開催し、再度説明を求めたところ、前回の説明とは異なり、具体的には保育士の採用を行いたい旨の説明があつた訳であります。その内容としては、定年退職等により、担任を受け持つ保育士の中に占めるアルバイト保育士の数が増加する見込みであるため、正規職員と同様の責任をもって仕事に当たらせることが出来る任期付職員の採用を行いたいとのことであつた。このことを受け、再度慎重に審査を行いました結果、正規職員を採用しなかつた段階でアルバイト担任が増えていくことがわかっていながら、これまで議会に対して何の説明もなく、当初の12月議会での提案理由と異なる説明がなされており、不信感を抱かざるを得ないこと。また、まずは保育所再

編の計画を立てた上で、任期付保育士の採用について議論すべきである等の理由から、再び議論が紛糾し、結論を見いだすに至らなかった次第であります。

これらの経過を踏まえ、本委員会としては、2月定例会会期中である3月17日及び19日の審査を行いました結果、本条例について、前回の委員会の説明と変更がないとの理事者の説明を受け、前回と同様に様々な質疑や意見を経て、これまで長期間にわたり慎重に審査を行いましたが、万やむを得ず、賛成少数により否決すべきものと決した次第であります。

なお、松本委員におかれましては、ただちに任期付職員として採用を想定している保育士については、計画性の無い人員配置が今回浮き彫りとなったが、保育所の統廃合を含めた計画を立てた上で、人員配置や採用を行うべきであり、時期尚早の感が否めないこと。

また、服部委員におかれましては、喫緊の課題であれば、保育士だけの任期付職員採用の条例で提出すべきであること。また、任期付職員の採用全体となると、範囲が広くなり、どのような人材を採用するのかという議論をし、募集要綱等をきちんと定めた上で、提案すべきであり、もう少し議論が必要であること。

また、津嶋委員におかれましては、これから新たに移行していく保育制度に対して柔軟に対応していく意味では一定理解できる部分はあるが、当初弁護士を想定して提出されたものが、条例として変化のないまま、具体的には保育士の採用を行いたいとの理事者からの答弁の変化もあり、条例として一定整理が必要であるなどの理由から、それぞれ反対の意を表明されました。

また、甲斐委員におかれましては、この条例は、専門的な人が必要な場所等や公務の能率的運営のため、定年までの採用ではなく、あくまで任期を定めた採用で、この条例が可決されれば、今まで以上に効率的、効果的、そして柔軟な組織運営が可能になることが明確で、総合基本計画に掲げる将来都市像「歓響都市もりぐち」の実現にとっても不可欠であり、本市にとって必要であるとの理由から、賛成の意を表明されました。

以上、委員長報告といたします。